

生活保護法指定医療機関 各位  
(病院, 有床診療所)

福岡市保健福祉局総務部  
保護課長 平田 英明

**生活保護受給者が転院を行う場合の事前連絡について (依頼)**

平素より本市の生活保護行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、平成26年8月20日付社援保発0820第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に基づき、入院中の被保護者が転院を行う場合は、転院の必要性を福祉事務所に事前に検討することとなりました。

各指定医療機関におかれましては、貴院に入院中の被保護者が転院の際には、「転院事由発生連絡票」(様式別添)の各項目について、当該被保護者を所管する福祉事務所へ事前に電話連絡をお願いします。福祉事務所においては、連絡いただいた内容をもとに転院の必要性を検討し、転院に疑義がある場合は主治医の先生の意見を伺うことがあります。緊急転院等、事前連絡ができない場合は、転院後速やかに福祉事務所へご連絡ください。

今後とも生活保護制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

連絡対象：平成26年10月1日以降の転院(“転院”とは、転入院のことです。)

連絡方法：様式「転院事由発生連絡票」の各項目について電話にて連絡

(※転院まで間がある場合は、「転院事由発生連絡票」に必要事項を記入のうえ、文書による連絡でも可。文書の送付は郵送にてお願いします。)

※ 転院について特に疑義がある場合にのみ福祉事務所からご連絡いたします。福祉事務所から「転院可」の連絡がない限り転院できない、という趣旨ではありませんので、転院手続きは今までどおりお進めください。

添付資料

○様式「転院事由発生連絡票」

本通知及び「転院事由発生連絡票」様式については、各福祉事務所へ医療券の請求を行っている機関へ送付することとしておりますので、複数の区から同じ内容の書類が届くこととなりますが、漏れなく周知する必要がございますのでご了承ください。

(万一、入院病床がない医療機関に送付された場合はあしからずご了承ください。)

※ 「転院事由発生連絡票」の様式は、福岡県・北九州市と統一様式です。様式のデータは、福岡市のホームページからダウンロードできます。

【リンク先】[HOME \(福岡市HP\)](#) > [ネットで手続き](#) > [申請書ダウンロードサービス](#) > [指定医療機関等](#)

本件については平成26年9月18日付保護第521号にて一度周知を行っておりますが、厚生労働省社会・援護局保護課と協議の上、内容を一部変更して再度通知を行っております。

問い合わせ先

福岡市保健福祉局総務部保護課保護係

担当者：因幡 (いなば)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話番号：092-711-4231

FAX 番号：092-711-4232